

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
1月12日
(金曜日)

目次

- 規則
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 告示
保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………二
- 公告
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………三



生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(その一)中

氏名	世帯の続柄	主帯の続柄	性別	生年月日	職業又は学校名及び学年
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	

を

氏名	個人番号	世帯の続柄	主帯の続柄	性別	生年月日	職業又は学校名及び学年
				男・女	年 月 日	
				男・女	年 月 日	
				男・女	年 月 日	
				男・女	年 月 日	
				男・女	年 月 日	
				男・女	年 月 日	

に改め、同様式(その

- 1) の注中「おとこ」「おんな」の次に次のように加える。
- 2) 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記第二号様式(その二)中

患者氏名	男・女 (歳)
------	-------------

を

氏名	個人番号	性別	生年月日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日

に改め、同様式(その二)の注中2を3と

し、1の次に次のように加える。

- 2) 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記第二号様式(その三)中

患者氏名	男・女 (歳)	居住地
------	-------------	-----

を

患者 個人番号	氏名	男・女	居住地
	生年月日	年 月 日	居住地

に改め、

同様式(その三)の注中(その三)として、1の次に次のように加える。

- 2 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記録「二七号様式(その四)中

患者氏名	男・女 (歳)	居住地
------	-------------	-----

を

患者 個人番号	氏名	男・女	居住地
	生年月日	年 月 日	居住地

に改め、

同様式(その四)の注を同注として、同注2の

- 2 「個人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

別記録「二七号様式中

「申請者 住所 氏名」
「申請者 住所 氏名」
個人番号」

「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」

を

「注 申請者の個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」

別記録「二七号様式中

「申請者 住所 氏名」
「申請者 住所 氏名」
年 月 日生」

「申請者 住所 氏名 個人番号

に改め、同様式の注を同注として、同注2の

前に次のように加える。

「申請者の個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年一月十二日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

長門市俵山字北小原一三〇、一〇〇二七、字鳶ノ巣一三四の一、一〇〇三一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市俵山字北小原一三〇・一〇〇二七・字鳶ノ巣一三四の一・一〇〇三一

(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年一月十二日

山口県知事 村岡嗣政

一 事業の名称

県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)

二 工事完了の時期

令和二年三月二十七日

令和六年
一月十二日
印刷

発行
所

山口
県
知事
庁